

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
10月4日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………一
- 公告  
大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………一
- 宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………二
- 宇部都市計画道路及び山陽都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………二
- 長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………三

### 山口県告示第三百八十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

平成二十三年十月四日

一 届出事項

山口県知事 二井 関成

加入区 住 発 起 所 人 氏 名

漁船損害等補償法  
百十三条第一項の申  
出をする漁業協同組  
合

防府市加入 防府市大字江泊五〇七の二  
区 " " 五三〇の七 飯田 章  
末富 豊利

### 二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所  
防府市加入 平成二十三年十月四日から同月十八日まで 山口県漁業協同組合

### (二九三) 大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十月四日から平成二十四年二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月四日

山口県知事 二井 関成

### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス東岐波店  
所在地 宇部市大字東岐波二一八二の一

### 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

四 大規模小売店舗の新設をする日  
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

平成二十四年五月十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四九六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五一台

(二) 駐車場の収容台数

六台

(三) 荷さばき施設の面積

六三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又は 名 称

株式会社コスモ薬品

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十三年九月十四日

(二九四)

宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十月四日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

宇部都市計画区域の全域及び山陽都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十月四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び宇部市土木建築部都市計画課

(二九五) 宇部都市計画道路及び山陽都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画道路及び山陽都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る宇部都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十月四日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路三・三・三十七逢坂線

二 都市計画を変更する土地の区域

宇部市大字船木並びに山陽小野田市大字郡、大字厚狭、大字山川、大字山野井及び大字津布田

三 変更の内容

名称、位置及び区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十月四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び宇部市土木建築部都市計画課

(二九六) 長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十月四日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

長門都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十月四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

平成二十三年十月四日発行

発行所

山口県知事庁